

インバウンド受入

環境整備事業補助金

外国人観光客の満足度向上を図るため、市内事業者等が行うインバウンド受入環境整備事業に対し補助金を交付します。

対象要件

1. 市内に事業所を有する法人または個人事業主であること
2. 次のいずれかに該当する事業者であること
(宿泊事業者、製造事業者、飲食事業者、観光事業者、
交通事業者、小売事業者、商店街組織等)
3. 市税を滞納していないこと
※風俗営業法第2条に定める営業や、十和田市暴力団排除条例第2条第2号および第3号に規定する暴力団関係者、政治活動・宗教活動等を行う事業者は除きます。



補助金額

上限 **100万円** ※補助対象経費の2分の1

※補助対象経費の2分の1または上限額のいずれか低いほうを対象とします。

■ 補助対象事業 (補助対象経費)

- 無料 Wi-Fi 利用環境の整備
- 多言語翻訳機器の購入
- 電子決済端末の購入
- 電子決済システムの導入 (新規)
- 案内表示の多言語化 (メニュー・POP・パンフレット・ホームページなど)
- 和式トイレの洋式化等に要する経費
(消耗品費・印刷製本費・委託料・工事請負費・備品購入費・翻訳に係る報償費等)

■ 補助金額 補助対象経費の2分の1

■ 交付上限額 1事業者につき100万円

注意事項

- ・ 事業を行う前に商工観光課へご相談ください。
- ・ 当補助金は、先着順で予算の範囲内での交付とし、事業終了後の精算払いとします。
- ・ 同一事業に係る申請については、事業が完了した年度の翌年度から起算して3年を経過した場合に申請いただけます。

ホームページ
QRコード



【申請・お問合せ先】

十和田市 農林商工部
商工観光課 観光企画係

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

電話：0176-51-6771

FAX：0176-22-9799

※交付要綱もあわせてご確認ください。

交付要綱や提出書類は市ホームページに掲載しています。